

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年5月8日 11時10分ごろ
発生場所	香川県 <small>しょうどしま</small> 小豆島町 <small>ふくだ</small> 福田漁港南東方沖 福田港北1号防波堤灯台から真方位131° 1,610m付近 (概位 北緯34° 32.1′ 東経134° 21.7′)
事故の概要	貨物船第七十八 <small>おやき</small> 親力丸は、出航操船中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年9月27日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第七十八親力丸、1,426トン
船舶番号、船舶所有者等	135514、親力海運株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	左舷中央部船底に亀裂及び凹損、左舷ビルジキールに亀裂及び曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 7、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 ほぼ高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか7人が乗り組み、福田漁港南東方の採石場の海岸線至近で船首を西南西方に向けて入船の状態、船首尾のアンカーを投入し、船体を係止させて石材を積み込んでいた。</p> <p>船長は、石材を積み終え、風速約10m/sの西南西風が吹く中、出航操船を開始し、船首尾のアンカーを巻き終えたところ、風速が約15m/sとなって本船が圧流され、福田漁港南東方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に接近していることに気付いたものの、どうすることもできず、本件浅所に乗り揚げた。</p> <p>(図1参照)</p>  <p>地理院タイル（ベースマップ）を加工して作成</p>

図1 事故発生場所概略図

	<p>本船は、自力離礁後、船長がA社に本事故の発生を報告し、目的地である愛知県常滑市常滑港に向かった。</p> <p>船長は、本事故の発生を海上保安庁に通報しなかった。</p> <p>船長は、出航前から風が強まっており、出航を見合わせようかと考えていたものの、風が強まってから同程度の風が吹き続けていたので、更に風が強くなることはないと思い、出航操船を開始した。</p> <p>本船の喫水は、船首約4.20m、船尾約5.80mであった。</p>
分析	<p>本船は、福田漁港南東方の採石場付近において、風速約10m/sの西南西風が吹く中、船長が、更に風が強くなることはないと思い、出航操船を開始したことから、出航操船中に風速が約15m/sとなって圧流され、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、福田漁港南東方の採石場付近において、風速約10m/sの西南西風が吹く中、船長が、更に風が強くなることはないと思い、出航操船を開始したため、出航操船中に風速が約15m/sとなって圧流され、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、出航前から風が強まっている状況下、風下に浅所等の障害物がある場合、風の強さは一定ではないことを考慮し、出航を中止すること。 ・ 船長は、事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。